

警察庁丙規発第25号
平成8年7月31日

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警視庁交通局長

地震防災緊急事業五箇年計画に基づく交通管制施設の整備等の推
進について

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号、以下「法」という。）は、平成7年6月16日に公布され、同年7月18日から施行されたところであるが、法及び法第3条第1項の規定により主務大臣が定める基準の概要並びに法第2条第1項の規定による地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び当該計画に基づく事業の実施に関する事務処理上の留意事項は下記のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

記

第1 法の概要

法は、阪神・淡路大震災における教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることを内容とするものである。

このうち、地震防災緊急事業五箇年計画については、法第2条第1項に定められており、都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成8年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画を作成することができることとされている。

第2 法第3条第1項第5号の緊急輸送を確保するため必要な交通管制施設の整備等に係る主務大臣の定める基準の概要

法第3条第1項は、地震防災緊急事業五箇年計画は、同項各号に掲げる施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものと規定しており、同項第5号に規定する緊急輸送を確保するため必要な交通管制施設の整備等に係る基準（以下「基準め」という。）について、平成8年7月31日、総理府告示第25号により告示された。

基準に適合する交通管制施設の整備等は、次のいずれかに該当するものである。

ア 幹線道路に係るもの

イ 幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路及び災害応急対策の拠点を相互に連絡する道路に係るもの

ウ 前2号に掲げる道路のうち回路その他当該道路と密接な関連を有する道路に係るもの

なお、基準における用語の意義については、次のとおりである。

- (1) 幹線道路とは、全国的又は地方的な幹線道路、すなわち、市及び町、港湾、空港及び駅等の主要地点を連絡し、全国的又は地方的な道路ネットワークを構成する道路等の幹線道路のことであり、具体的には、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県道、一部の市町村道等を意味する。
- (2) 災害応急対策の拠点とは、災害対策基本法第50条（昭和36年法律第223号）に定める災害応急対策を行うに当たり拠点となる施設等のことであり、具体的には、地方公共団体の庁舎、救援物資等の備蓄地点、広域避難地等である。
- (3) 当該道路と密接な関連を有する道路とは、第1号又は第2号に掲げる道路と交差しこれらの道路の交通流に大きな影響を与えるような道路等のことである。
- (4) 交通管制施設とは、交通量や交通流を適切に配分・誘導することを目的として設置された施設のことであり、具体的には、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和41年法律第45号）第2条第3項第1号に規定する交通管制センター、信号機等及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条第1項に規定する標示等である。

第3 運営上の留意事項

1 地震防災緊急事業五箇年計画作成に関する留意事項

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画の対象とする交通管制施設の具体的内容としては、第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画で整備を予定している、災害時に対応した交通管理のための交通情報板、監視用テレビ、自動起動型信

号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備、緊急輸送を確保するため必要な道路における交通安全施設等の整備、災害対策基本法施行令第32条に規定する標示等であり、地震防災緊急事業五箇年計画に積極的に盛り込むこと。

(2) 各都道府県知事部局においては、現在、地震防災緊急事業五箇年計画について、検討・作成作業が行われていると考えられるが、同計画のうち、交通管制施設の整備等に係る部分について、鋭意策定作業を推進すること。

また、同計画の策定に当たっては、警察庁交通局交通規制課施設係と連絡を密にし、計画案等を事前に送付すること。

2 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の実施に関する留意事項

地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施する交通管制施設の整備等については、国の負担又は補助の特例は設けられていない。

ただし、法第5条において、地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をすることが規定されていることに留意し、計画的な事業の推進を図ること。